

第9回 保育・雇用ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年3月19日（月）13:47～14:35

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（座長）、大田弘子（議長）、森下竜一（座長代理）

（専門委員）池本美香、島田陽一

（事務局）田和室長、窪田次長、福島次長、福田参事官

（説明者）法務省入国管理局総務課企画室長

近江愛子

法務省入国管理局入国在留課法務専門官

杉本律子

4. 議題：

（開会）

1. 外国人材に関するヒアリング

（閉会）

5. 議事概要：

○福田参事官 定刻より少しおくれまして、申し訳ございません。ただいまより「規制改革推進会議 保育・雇用ワーキング・グループ」第9回を開催いたします。

本日は大田議長にも御出席いただいております。どうもありがとうございます。

皆様方には御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日、飯田委員、八代委員は御欠席との連絡を承っております。

本日の議題は「外国人材に関するヒアリング」でございます。

報道関係の方がいらっしゃいましたら、こちらで退席をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○福田参事官 それでは、これからの議事進行につきましては、安念座長、よろしく願いいたします。

○安念座長 皆さん、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、外国人材に関するヒアリングでございます。資料1により、法務省から御説明を頂きたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○近江室長 法務省の企画室長をやっております近江と申します。本日は説明の時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

お手元にお配りしております「外国人留学生の就労の現状等について」という資料で御説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。外国人留学生が日本企業等へ就職する際の、私ども

の在留資格上の手続について簡単に御説明申し上げます。まず、留学生ですので、「在留資格「留学」というものをお持ちですけれども、就職するには在留資格の変更許可の申請をしていただく必要がございます。本邦の大学又は専門学校を卒業した留学生が、我が国での就職を希望し、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更を希望する場合は入管局への変更の許可申請が必要となります。

在留資格を「技術・人文知識・国際業務」に変更するための必要な要件について、下に書いてございます。

まず、(1)として、就職ということで、その行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること、ということで、ちょっと回りくどい言い方になっているのですが、入管法の中で、日本でやっていい活動という中に認められるかどうかということになっております。まず1つ目としては、当然ですけれども、本邦の公私の機関との契約に基づくもの。2番目として、自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること。

(2)としては、これは上陸許可基準に適合することと書いてございます。アとして、従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること。イとして、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

最後の(3)として、素行が不良でないことと、入管法に定める届出等の義務を履行していること。

この3つの大きな要件がございます。特にいつも御質問を受けますのが、(2)のアの、従事する業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業しているというところがわかりにくいというお話を、私どもも受けております。下の方に(注)として書いておりますところ、特に下線を引いてある部分ですけれども、特に大学については教育機関としての大学の性格を踏まえまして、大学における専攻科目と従事しようとする業務の関連性については従来より柔軟に判断をしております。最近、やはり理系・文系ということできれいに割れない、そういうお仕事が非常にふえております。昔であればSEは理系というようなことも言えたのですが、今はやはりいろいろな才能を生かしていただくということがありますので、この点については柔軟に判断をしているという状況になってございます。

次に2ページでございます。それでは、今、実情としてはどうなのかというところでございます。2016年の日本再興戦略においても留学生の就職率を3割から5割に上げるように、これを目指すようにというところを目標に掲げております。

まず1番で、留学生数の推移でございます。これは日本に在留している留学生の全体の数でございます。平成28年末における留学生は27万7,331人いまして、在留外国人全体の11.6%を占めております。この留学の在留者数は非常に伸びておりまして、前年の27年末と比べますと12.4%増加しております。年々増加と下の方に書いてありますが、増加率も大体10%以上になってきているというのが現状でございます。

このような中、2番目でございます。留学生の日本企業への就職状況について簡単に御説明をいたします。この数字は右下の方に書いてありますが、出典としては法務省で毎年留学生の日本企業等への就職状況を公表しております。その内容に基づいて本資料をつくってございます。

(1)の概要として、平成28年の1年間に留学生が本邦の企業等への就職を目的として行った在留資格変更許可申請に対して処分した数でございます。2万1,898人でございます。このうち許可になったのは1万9,435人。許可率としては88.8%になっております。この許可を受けて、日本で就労活動に入れた方は前年の27年が1万5,657人でしたので、24%ぐらい増加しております。

また、在留資格変更後の在留資格につきましては、いろいろな資格に変更はできるのですが、最初に申しあげました代表的な在留資格である「技術・人文知識・国際業務」が全体の89.3%ということで多数を占めております。そのほかとしては、起業される留学生の方もいらっしゃるしまして、「経営・管理」という、経営者の在留資格に変更される方が4.7%いらっしゃいます。それから「教授」ということで変更なさる方が3.1%でございますが、やはり圧倒的に「技術・人文知識・国際業務」の方が多い状況になっております。

次に、国籍別でございます。中国が1万1,039人と最も多く、アジア全体で1万8,564人となっております。アジアが全体の95.5%を占めております。この数字につきましては、右側の(2)で上位5か国を示してございます。先ほど申しましたように中国、ベトナム、韓国、ネパール、台湾が上位になっており、この次にもタイ、インドネシア、ミャンマーと続いてございまして、やはりアジアからの留学生の方々が引き続き日本に残って就労をされるという状況が見てとれるかと思っております。

(3)は、就職先の業種でございます。非製造業が2万1,263人(84.3%)、製造業が3,968人(15.7%)となっております。非製造業のうち商業分野が5,202人と20%を占めてございまして、その次にコンピューター関連が上位を占めているという状況になっております。製造については少なくともございますが食品分野、電機分野という形で続いてございます。

また、就職先での職務内容ですが、やはり留学生の得意分野ということで、翻訳・通訳業務が7,515人と最も多くございまして、そのほか販売・営業、海外業務、技術開発等と続いてございます。これら上位の4職種に従事される方は全体の55.5%の1万7,367人となっております。詳細につきましては右下の職務内容別の構成比というところで御説明をしておりますので見ていただければと思います。

次に3ページをごらんください。留学生の就労促進のために、法務省ではどのような取り組みをこれまで行ってきたかというところの御紹介でございます。

まず、就労促進には2つあると思っております。1つは企業への就職活動の支援。2つ目としましては、先ほども申しましたが「経営・管理」という在留資格に変更される方もいらっしゃるのですが、やはり起業支援ということで、この2つを柱にして取り組んでおります。

まず、上段の方でございます。就職活動支援としましては、まずは大学卒業後、継続して就職活動を行う留学生の在留に係る特例措置ということで、28年12月からやっております。これは大学を卒業したのですが、その後、引き続いて就職活動をされる方については在留資格の「特定活動」というものを特別に認めまして、最長1年間の就職活動を行えるという状況になってございます。

それに加えて、就職活動期間中に地方公共団体がきちんと見ていただくということなのですが、地方公共団体が実施されるインターンシップに参加する方についてはプラス1年ということで、現在は最長2年の、就職活動のための在留が認められるという状況になってございます。

次にありますのは、1週間のインターンシップを実施するというもので、これは28年8月からやっているのですが、通常の留学生は1週間に28時間のアルバイトということで包括的に資格外活動許可が認められているという状況になってございます。ただ、やはりインターンシップというのは非常に就職活動に重要であると考えておりまして、この、通常の1週28時間の包括許可を超えて、1週28時間を超えるものがないかということで、この4つのカテゴリーに分けて、インターンシップに積極的に取り組んでいただけるような在留資格上の手当てを行っております。

御紹介いたしますと、「留学」の在留資格を持って大学に在籍されている方で、インターンシップを行う年度末に修業年度を終える者、4年生ということですが、その方が卒業に必要な単位をほぼ修得している、大体の目安としては9割ぐらいかと思いますが、単位をほぼ修得している方については別途、28時間を超えるインターンシップが可能になっております。また、②として今度は大学院に在籍している方について、年度末で大学院の2年生になると思うのですが、修業年度を終える方についても28時間を超えるインターンシップが可能になっております。このように、インターンシップを通じて就労促進ができるようにという措置を行っております。

次に、起業支援でございます。まずは上の方ですが、大学卒業後も継続して起業活動を行う留学生に対しての在留の取扱いでございます。これは大学卒業後180日以内に起業して、経営者の在留資格である「経営・管理」の上陸許可基準を満たすことができると見込まれる留学生について、そういう方につきましては大学の推薦をまず受けまして、かつ、起業に必要な事務所が確保され、具体的な事業計画が提出されているということで、この方が確実に起業できるということを、私どもが確認できた場合と、また、大学によって起業活動の把握・管理が適切に行われるための必要な措置が講じられている場合ということで、やはりここは大学の方のいろいろな御推薦や措置を通じて、在留資格「短期滞在」によって最長180日間の在留を認めるということを19年11月からやっておりました。これは24年に「短期滞在」ではなく、在留資格の「特定活動」というものを付与いたしまして、最長6月の在留を認めているという状況になってございます。

最後に、これはこの1月から新しくやっている取り組みでございます。これは地方公共

団体が起業支援を行う場合における在留資格「経営・管理」の取扱いでございます。「経営・管理」の在留資格を認められるためには、500万円程度のお金があるということが重要になってくるのですけれども、そこがやはり留学生にとっては非常にハードルが高い。なかなかそういうお金がないということ、私どももいろいろ御要望を受けまして、以下の要件の全てを満たす場合には、その資本金額が500万円に満たない場合であっても、この、いわゆる500万円要件を満たすものとして取り扱うという取扱いを始めております。

まず①でございます。地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定されまして、地方公共団体が所有されるインキュベーション施設に入居されるということ、まず一つ要件としております。②として、地方公共団体が事業所に係る経費を本人にかわり負担していると認められること。③として、地方公共団体が申請人にかわり負担していると認められる金額を最大200万円として考慮しまして、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上になるということで、200万円まではインキュベーション施設に入居することなどを通じて、経費を公共団体の方で負担していただいているということ、これを配慮しまして、それと合わせての500万円ということで緩和をしているものでございます。これが一番新しい取り組みでございます。

以上になります、法務省としましては、留学生の就労促進、3割から5割へということで国の目標もございまして、在留資格制度の中ではございましてけれども、このように就労促進の取り組みをやってまいりました。

以上でございます。

○安念座長 どうもありがとうございました。

それでは、残り2時半ぐらいまでディスカッションの時間を頂きたいと思います。

どうぞ、どなたからでも御発言ください。

例の有償のインターンシップの問題ですが、これはやはり学部の学生の場合、4年次に限定しているというのは、留学である以上それは勉強することが本分なのだから、28時間の包括的な許可を超えて3年生まででもやってしまうというのは、それは幾ら何でも行き過ぎではないかという、そういうお考えと理解してよろしいですか。

○杉本専門官 入国在留課法務専門官をしております杉本律子と申します。よろしく願いいたします。

この28時間の包括許可と言っているものですが、長期休業期間、夏休みの間は1日8時間できるという許可なので、通常、長期のインターンシップは夏休みにされるものが多いのではないかと考えているのですけれども、そうであるならば3年生であったとしても、この許可の範囲で可能であるということです。4年生で単位がほぼ終わっていて就職活動の一環というのは、授業に出ないでこちらをとというようなところがないということでもって取扱いとしたというところがありますので、やはり学業に支障がないというところが重要ということになってきます。3年生で長期休業期間以外でそのようなインターンシップをすることがあるのであれば、どのような計画であるのかということも確認し

た上で検討することになるかとは思いますが。

○安念座長 なるほど。ということは、個別の場合には許可することもあり得べしというスタンスでいらっしゃるということですね。

○杉本専門官 そうですね。支障がなければですね。もともと個別の許可は可能ですので。

○安念座長 わかりました。支障がないかどうかは、基本的には大学がギャランティーしなければならないのでしょうね。

○杉本専門官 ギャランティーなのか、若しくは学則みたいところで、カリキュラムなどから確認ができるという。

○安念座長 そういう意味です。つまり、ある特定の週、例えば1週間、2週間ぐらいの間は相当働いてもカリキュラム上あるいは授業の編成上、単位取得、勉学には支障がないということがわかるという、そんな感じですかね。

○杉本専門官 そうですね。それに加えて、単なる生活費を稼ぐための長時間の労働ではなく、就職のための一環ということですね。

○安念座長 わかりました。ありがとうございます。

○大田議長 日本企業に就職するときの在留資格について伺いたいのですが、ヒアリングした中で、入管によって「柔軟に対応する」という部分の結論が違うということが出ています。これについてどうお考えかというのが一点です。

あわせて、日本人の場合も出た学部と就職先とはあまり関係していません。技術系の場合とはともかく、文化系はほとんど関係していない。それを外国人にだけ大学の専攻と関連させるというのは、これだけ留学生がふえ、しかも、もっと就職を進めようというときには、そぐわないのではないかと。例えば日本の体育学部を出て、普通の日本企業に勤めることもあるわけですよ。その点はいかがでしょう。

○近江室長 そのようなお声はたくさん頂いております。私どもとしましては、例えば「人文知識・国際業務」という在留資格ですと、この分野に専門的な能力があるということを確認させていただかなければいけないという形になりますので、例えば今、先生がおっしゃったような、体育をずっとやっていたら、では、例えば経理や会計業務など、そういうものをやりたいとおっしゃったときには、そこは本当に会計業務の専門的な知識があるのだろうかというところは、やはり確認をさせていただかなければいけないという状況にはなるかと思っております。ただ、今の体育というのは極端な例かとは思いますが、先ほども申し上げましたとおり、やはり今、専門と実際の仕事との関連性というものが非常に難しく、私たちが判断をするのは非常に難しい状況にはなっております、やはりいろいろな才能があって、それをいろいろな業務に自由に生かしていただくということが非常に重要かと思っております。

そういう中で、私たちも大学の専攻については、私も昔、審査をしていたことがあるのですが、SEであれば文系は駄目とか、そういうところをやっていた時代もありましたが、今はそのような取扱いをしておりませんで、基本的に大卒の方であれば、「人文知識・国

際業務」のような専門性を有する業務をやられるというところでは、余り業務の関連性というものを、昔のように求めてはいないと思っております。

ただ、いろいろお話を頂きますのが、恐らく不許可になられた方からのお声かと考えております。今、詳細な資料を持ち合わせていないのですが、いろいろなところでお話を伺うときに多いのは、一応この「人文知識・国際業務」という資格自体は、専門性がある大卒程度ということを言われているのですけれども、入管に出していただく個別の資料といえますか申請の内容において、例えば先ほど申しましたが会計業務であれば経理という内容であればいいのですが、例えば伝票整理とか、そういう形のお仕事でアプライする場合もありまして、そういうときには、どういうお仕事だったら「人文知識・国際業務」に該当するかということを私どももきちんと御説明はしております、そうだからといって、すぐ×ということではなくて、いろいろコミュニケーションはするのですが、そういうケースで認められない場合を幾つか聞いておりまして、そのような実例があるのかなとは考えております。

ですから、全部が○というわけではないのですけれども、専門性を本当に細かく精緻に見て、合っていないという議論は恐らくしていないのではないかと考えております。

○大田議長 入管によって判断が違うということはないのですか。

○近江室長 私どもは内部的な要領も出しておりますし、入国在留課という所管課から全国にも指示を出しておりますので、全くありません、ゼロですと言えるものではないのですが、基本的にはできる限り地方間の格差があってははいけませんから、やはり統一的な要領、統一的な指導・通知などで平準化を図るようという形で日々努力しております。

○安念座長 今の要領の話ですが、よく行政書士さんが情報公開でとっておられて、こう言っただけけれども、あの業界の人たちの商売道具みたいになっていますよね。これはどうですか。機微にわたる部分で出せないところがあるというのはわかるのですが、もういっそのこと、ホームページか何かで公開されてはいかがですか。

○近江室長 確かに開示請求はたくさん頂いております、開示できる部分については開示しております。ただ、私どものスタンスと考えといたしましては、先ほど申し上げたとおり、あれは飽くまで入管の職員用の資料でございまして、一般の皆様にはわかるようというところで、そこはやはりわかりやすく、何を知りたいかというニーズに合った形で、ホームページなどでガイドラインという形で、ある面、要領をわかりやすく焼き直したような形で公表しているという形になっておりますので、わかりにくい部分や不明確な部分がありましたら、今後もガイドラインをどんどん充実するような形で対応していきたいと思っておりますし、例えば不許可事案などは、実際にどういうものが不許可になったというのは要領には出てきません。ですが、一般の方々が御関心があるのは、恐らく、どうだったか駄目だったのか、どうだったか許可になったのかというようなところかと思っておりますので、そういう事例はどんどんガイドラインなどで出していきたいと思っております。そういう形での情報公開はしていきたいと思っております。

○森下座長代理 入管ごとに違うというのは、正直なところ、大阪あたりにいるとすごく感じるのです。結構、そういううわさがあって、ここの入管は入りやすいとか、明らかに差があると思うので、そこは公式見解だけではどうかなという気がします。これはコメントですけれども、是非統一してほしいというのが一点です。

もう一点は、高度人材ポイントです。先ほどから見ているのですが、これは複雑過ぎませんか。こんなに細かくカウントしながら行かなければいけないというのは、非常にわかりにくいと思うのです。また、私はバイオ系ですけれども、バイオ系だと日本語なんかしゃべれなくてもいいという企業がいっぱいあるのです。むしろ英語をしゃべれた方がいい。そうすると日本語の点数なんかは0点でもいいのに、これだとその点数が非常に重要になってくる。やはり実際に使いたい企業のニーズとも違うのではないか。大学も別に、そういう意味では日本語をしゃべる方を求めているわけではなくて、英語でしゃべる方も優秀であればいいということで、どうも最初のころの、いわゆる日本に来る就労の方と、今、企業なり大学が考えている就労の方とではイメージが違うと思うのです。そういう意味では、このポイント制自体も少し見直した方がいいのではないかと思います。

例えば前もって大学の方で出しておけば、あるいは企業の方で出しておけば、指定大学とか指定企業というものを設置して、そこではもう自動的に40点ぐらいプラスするとか、そちらの方で、とりたい企業なり大学が積極的にとれるようにした方がいいのではないかと思います。余り年齢を分けてとか、あるいは大学を卒業してというのは、先ほどの日本語の話も含めて、どうも実態と合わないと思いますけれどもね。これを大幅に見直すつもりはありませんか。

○安念座長 どうですか。

○近江室長 確かに細かいところは細かいとは思っておりますけれども、飽くまでこのポイント制というのは優遇措置があるものですから、例えば親の帯同とか家事使用人の帯同、それから配偶者の就労などの優遇措置があって、そういうところも魅力的に感じていただきつつ、グリーンカード、最短1年で永住に行けるというような仕組みになっております。

ですから、かなり上積みの方というイメージに今のところなっております、1年で永住許可もできるものですから、それはやはり要件はある程度しっかりしたものでないといけないと思っております、今のところはこのポイントの計算表と、プラス、あとはボーナス等、いろいろ書いてありますけれども、こういうところを昨年の未来投資戦略などでも手厚く、いろいろな学校やいろいろなカリキュラムを認めてくれというところを言われておりますので、そういう意味ではこのボーナス加算のところを手厚く押して行って、入りやすいように、必要な方をどんどん入れていけるようにというところで、その部分ではあるのですが、柔軟な取扱いを徐々にできているのかなと考えておまして、手前みそになります、利用の方も非常にふえておまして、昨年の12月末でようやく1万人を超えておまして、KPIの目標にも大分近づいてきたかなと思っております。

大幅に見直す予定は今のところはないのですが、こういうボーナスポイントなどをもう

少しきめ細やかにやって、ニーズに合わせてどんどん使っていけるようにしていきたいとは考えております。

○森下座長代理 ボーナスポイントはきめ細かくというよりも、例えばボーナス⑩の、法務大臣の告示で定める大学を卒業した者という、これはある意味、優秀な大学であるということがわかっていれば、こんなのは30点ぐらいつけてもいいような話かと思うのですけれどもね。例えば東大を出てもどこを出ても10点というのは、何か納得できないというか、これって、入ってほしくないときの制度だと思うのです。今のように入ってほしいときの制度になっていないと思うのです。

むしろ積極的に、例えば企業側でこういう人材をとりたいというところがあれば、それこそ法務省に申し入れて、指定認定をもらえば自動的に30点あげるとか、大学とかでもそういう形で30点ぐらいあげてしまえば、もう、ほぼ自動的に入れるわけですよ。せめて2ポイント、3ポイントぐらいで70を超えるかどうかわからないと、これを持ってこられて、「先生、どうですか」と相談されても非常に困ると思うのです。どうもやはり、来てほしくないときの気持ちが非常に残っている制度としか私には思えません。抜本的に変えた方がいいのではないのでしょうか。

○大田議長 関連して、私もこの高度ポイント制というのが大事だと思います。残念ながら日本の大学の魅力が国際的にみて決して高くないときに、日本に留学して、日本語を学び、日本の社会をわかって、日本で働く外国人というのは物すごく重要です。だから、この高度ポイント制を使ってよりインセンティブを与える、遇するというのは必要だと思うのです。

これを見ると、学歴で大学を卒業して10点、それからボーナスの⑦「本邦の高等教育機関で学位を取得」で10点。それから、ボーナス⑨「日本語能力N2」で10点。それからボーナス⑩で法務大臣が定める大学だとまた10点。それから研修を受ければ5点。年収の配点表で、29歳までで700万円だとすれば、これで70点になります。それだったら、もっと多くの留学生がこれを使っていいと思うのですけれども、卒業生の数の割には少ないですよ。もっとこれを使うようにしてはどうか。法務大臣が定める大学がどの程度なのか具体名は知りませんが、ある程度の大学を出て、それなりの年収を受け取る仕事につけば、高度ポイント制を使えるはずですよ。

○安念座長 今、法務大臣が告示で定める大学というのは、どうなっているのですか。

○近江室長 文科省と協議をしてやる形になっておりまして、今、具体的には済みません。

○安念座長 いえ、レベル感さえわかればいいのです。つまり旧帝大ぐらいつか、何かいろいろありますよね。早慶とかMARCHとか、国立とか、国立の理科系とか。相場観さえわかればいいのです。固有名詞は必要ありません。

○近江室長 スーパーグローバルのイメージだと思います。

○安念座長 わかりました。

○大田議長 森下さんも言われるように、これを整備してもっとポイントを得られるよう

にしてはどうか。今でも70点に達するケースがあるはずですから。

○森下座長代理 これは本当にスーパーグローバルで、地方の大学はほとんど入っていないのではないのでしょうか。

○近江室長 今、手元にありますので申し上げます。トップ大学の10点の加算ですが、3つありまして、まず、スーパーグローバルの育成支援事業において補助金を受けている大学、これは文科省ですね。あとは外務省が実施するイノベティブ・アジア事業において、パートナー校として指定を受けている大学。もう一つは、世界の大学格付機関がありまして、その3つ、シモンズ社やタイムズ社などの格付ランキングで、3つのうちの2つ以上において300位以内。この3つで10という形にしております。

○森下座長代理 もしその基準だったら、30点あげてもいいぐらいだと思います。それだと地方の大学はほとんど入ってこないですよ。

○大田議長 その基準なら地方の大学は無理ですね。

○森下座長代理 旧国立大学ですら、ほとんど入らない状況だと、それは厳し過ぎませんか。そこが10点というのはまだわかるのですが、今のところになると、もう、それだけで給料をもらえたらオーケーだと思いますけれどもね。

○安念座長 そこまで出ていけば、まず、就職であぶれるということは、ほぼない話ですよ。特に地方大学は、それは旧帝大ほどではないとは言えるかもしれないが、学部や学科、あるいは教室によっては非常にレベルの高いところも幾らでもあるので、そういうところがまるっきりすくえない話になるというのは、ちょっと酷ですね。

これは恐らく法務省だけでは決めかねる問題だろうと思うし、なかなか間口の広いことなので、ちょっと、我々も引き続き検討させてもらいたいと思います。

ほかに何かありますか。

○池本専門委員 意見というか質問ですけれども、文科省の方で専門職大学をつくるという動きがあるので、それとこのインターンシップの関係や、専門職大学ができた場合に外国人が入りやすくなるようなイメージが持てるのかどうか。私も全くの不勉強なのですが、何か情報があれば教えていただきたいと思います。

○杉本専門官 専門職大学については来年の4月からでしたか。学校教育法の中の、大学としての位置づけの中に入ってくるころなので、大学卒業と同じ扱いとなるのかなというところで、内部の取扱いを今後、我々としては整理していく予定であります。

インターンシップの関係については、考え方としてはこれまでと同じような形になってくると思います。資格外活動の範囲でできるものであれば、それでやっていただきますし、それから、カリキュラムの一環としてインターンシップが必要であるというような場合については、これまでも同様に出していただいて個別の許可で対応しているので、同じような形になってくると思っています。

○安念座長 よろしいですか。

○池本専門委員 インターンシップのことは私自身が理解できていないようですけれども、

カリキュラムの中とこれとはまた別の話ということなのですか。要するに、インターンシップをやった方が就職に有利になるというようにお話で、これは。

○安念座長 どの関連でしたか。ポイント制とは関係なしにですか。

○池本専門委員 先ほどの、早い時期から外国人はできないという規制があるというお話の中の、インターンシップというのは、先ほどのカリキュラムの中での実習みたいなこととは別物という。

○安念座長 いえ、同じです。まさにその話ですよ。その話をしていたのです。だから、普通の学部で3年生でも週28時間、あるいは休みの間の1日8時間の上限を超えて、なおかつ有償のインターンシップができるかとなれば、先ほど頂いたお答えでは、それは全部駄目になっているわけではなく、個別判断であると。例えばカリキュラムやそういうものによって、学習上支障がないのであれば許可することもあり得べしというお答えを頂いたと認識しています。

○杉本専門官 それは大学も専門職大学も同じです。

○安念座長 その点については同じようにこれからは読むというお答えを頂いたのですね。

○杉本専門官 そうです。

○安念座長 わかりました。

○大田議長 在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」に転換するとき、カテゴリー3、カテゴリー4の企業の場合は提出書類が物すごく多いのですが、中小企業が外国人を採用したいというニーズも高い。ですから、この提出書類が本当にこんなに要るのかどうか、見直す御意向はありませんでしょうか。

○安念座長 特に源泉徴収総額の要件があることについては、商工会議所を初めとして、非常に率直な言い方をすると、大変、怨嗟の声が多いのです。これは、ある意味ではその当事者になれば当たり前で、我々中小企業をばかにしているのかと、それは思いたくなりますよね。ここのところは特に地方の中小企業がせっかく外国人をとろうと思ったときにも、かなりの負担になっているようでして、ここのところはどうですかね。

○近江室長 この提出書類のお話ですが、これは平成21年の省令改正で行っておりまして、大体10年近くはたっております。カテゴリー2と3の違いについて、変更のときのお手間や負担感が非常に出ているのだらうと思うのですが、私どもとしましては、やはりどこかで基準を引かなければいけないというところがありまして、そこを上場企業だけという形にしてしまわずに、もう少し範囲を広げられないかというところで、どこまでかというところで、このカテゴリーの考え方を21年に導入しております。

内容につきましては、提出資料のうち、源泉徴収税額が1,500万以上あるということで、きちんと税を納められているということと一定の規模感があるということ。確かに中小の方々ではないという形になろうかと思うのですが、一定の規模感があるということで、上場企業と同じとは言いませんが、上場企業と同等程度に見て提出書類をなくしていこうということで、申請書1枚、申請書だけで、添付資料なしで申請を受けているという状況に

なっております。

ですから、この部分につきまして、御負担感は非常に理解はしているのですけれども、やはり一定の規模感があるというところで、いろいろな確認をさせていただいておりますので、この見直しについては、今のところは考えていないという状況でございます。

○大田議長 カテゴリーだけではなくて、書類の見直しはいかがですか。

○近江室長 提出書類の見直しですか。

○大田議長 はい。これを必要最小限に。本当に必要なものだけにします。

○近江室長 私たちも無駄な資料をとるとするのは本意ではございませんで、本当に在留資格を決定する際に必要なものだけという形には限定してきているつもりでございます。特にたくさんの方の外国人の方を雇われるところには、一人一人ではなく共通で書類を出していただくとか、そういう形で負担感を減らそうとは思っておりますが、具体的にどんな資料が不要かというところにはなると思うのですけれども、今のところこれ以上軽減する余地はないかなとは考えております。

○安念座長 書類もそうですが、源泉徴収税額が1,500万だから、どうでしょうね、給料の、平均して10%から15%ぐらいは源泉徴収でやっているとする、割り戻せば給与支払総額が1億5,000万とかその内外ということになって、そこそこの企業ですよ。

書類の負担感もあるのですが、差別感が強いのです。被差別感が。何で俺たち、真面目にやっているのに、ここで線を引かれて、何かちょっと後ろ暗いぞみたいに思われているというのは、これは当事者だったら当然そう感じるだろうと思うのです。もう少し、どうですかね、検討していただく予定はありませんか。

○大田議長 カテゴリー分けの指標が源泉徴収税額だけではなくて、それ以外に、例えば公共調達の実績があるとか、社会保険、労働保険の保険料納付実績とか、そういうことは考えられないですか。源泉徴収税額という規模だけですよ。

○近江室長 そうですね。これですと、要はどの程度の従業員規模があるかというところで、実体があるかということと、ちゃんと払っているかというところに尽きるわけですが。

○安念座長 給料をちゃんと払っていない企業というのは、当然、社会保険料も払っていないわけです。要するに、きちんとした企業はみんな払っている。きちんとしていないところはみんな払っていないわけです。だから、社会保険料をきちんと納付しているということは、大小と関係なしに真面目にやっている企業かどうかの非常に大きな分かれ目なので、額ではなく、例えばちゃんと払っているということで選別するというのも一つの手だと思うのです。

もちろん、すぐにお答えいただけることとは思っていません。今後、一緒に知恵を出していきたいと思っておりますので、この点もよろしく願いいたします。

それから、同じようなことですが、やはり500万要件について。ほかのものとの合わせわざで500万円になればいいというのも、これは大きな進歩ではあるのですが、さて、一般的

に会社法が資本金というものをキャッシュの形で積むことを要求しなくなっているが、外国人にだけはというのは、やはり一つ抵抗感が否定できません。もちろん、この在留資格「経営・管理」が悪用されると困るという御心配も、これは入管当局としては当たり前のことなので、さて、500万のキャッシュを積むというような、ある意味では原始的なやり方ではない、もうちょっとスマートなやり方があってもよさそうなものだと思うので、この点についても、またちょっと相談させていただきたいと思います。

それからもう一つ、いろいろ言っていて恐縮ですが、もう一つは不許可事例です。これは先ほどの頂いた資料でも、不許可になっている比率は10%強ですよ。ですから、必ずしもまれとは言えない現象です。そこで、どうなると不許可なのかというのがわかっていた方が、お互いに助かる話なのですけれども、私自身、ちょっと調べただけなのでよくわかっていないのかもしれませんが、どうも御省のホームページの不許可事例を見ると、バーのホステスをやりましたというような、いかにも、それは当たり前だよという事例ぐらいしか出てなくて、これももう少し情報公開をしていただいた方がよろしいのではないかと考えております。

もう時間もありませんので、これはとにかく希望だけを申し上げておきます。

○近江室長 承知いたしました。

○安念座長 それから、これはいろいろな方から言われたのですが、在留資格手続の煩雑さによって、国内での転職の際に不自由が生じていることがあるのではないかと。私どもも事実として承知しているわけではありませんが、そういう声があるということです。

それからもう一つ、海外への赴任や転職後に再入国した場合に、在留年数は通算されることになるのかというのは、これはどこかで聞いたことがあるのですが、余り質問の趣旨がはっきりしていないところもあるのですが、もしも今、この時点で何かお答えいただけることがあったら、ちょっと答えていただけますか。

外国人が永住許可を申請する際、原則として引き続き10年以上我が国に在留していることが求められるということですが、この「引き続き」というのがどのくらい「引き続き」なのか。外国との間で行ったり来たりしているのも入るのかという、そういう御趣旨だと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○杉本専門官 当然、出張などで海外に行ったり来たりというようなところはありますので、それについては特段どういったところでもないのですけれども、ずっと出っ放しに出ている、更新の直前に戻ってきて、更新許可を受けるとまた出ていってしまうというようなところになりますと、主たる活動が「技術・人文知識・国際業務」なりの活動をするということで許可されている在留資格でして、それが積み重なって行って10年以上というところで永住許可ということになってくるので、余りに出っ放しで、そのときだけ戻ってくるというようなところになってくれば、それは消極要素として、その間はちょっとカウントできませんねというようなことにはなろうかと思えます。

○安念座長 そうすると、抽象的な一般論ですけれども、当該在留資格に係る活動の拠点

というか本拠が本邦にあるかどうか判断の基準になるわけでしょうか。

○杉本専門官　そうですね。その場合については更新のときにも、今後はどうなのですかというところで、今後はもう少しで戻ってきますというような話もあったりするものですから、更新すら認めないということはないにしても、それでもってそういうところも入れて10年で永住許可というようなところまでには、ちょっとならないというところもあると思います。

○安念座長　なるほど。それは制度の趣旨として、確かに一般論としては当然でしょうね。わかりました。

よろしいでしょうか。

幾つかの論点については引き続きお知恵を拝借しなければならないだろうと思いますので、いろいろお忙しい中、御面倒ですが、どうぞよろしく御協力をお願いいたします。

きょうはどうもありがとうございました。

○福田参事官　ありがとうございました。

次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、追って事務局より御案内申し上げます。

○安念座長　どうもありがとうございました。